



2014年4月4日

各 位

会 社 名 イ オ ン モ ー ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 崎 双 一
(コード番号：8905 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 梅 田 義 晴
電 話 番 号 0 4 3 - 2 1 2 - 6 7 3 3

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権発行について

当社は、本日開催の取締役会において、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会で承認された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を以下のとおり発行することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の総数

新株予約権の総数は 184 個とする。

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の割当日

新株予約権の割当日（発行日）は2014年4月21日とする。

4. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

各新株予約権は、発行日における公正価格により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価格に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役に付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる為、金銭の払い込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

6. 新株予約権を行使できる期間

2014年5月21日から2029年5月20日までとする。

7. その他新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (3) その他の条件については、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、株式報酬型ストックオプション規程、新株予約権割当契約及び新株予約権割当契約に関する細則に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合、その他当社に損害を与え、または損害を与えるおそれのある行為をした場合、取締役会の定める日において、当社は当該新株予約権者の保有するすべての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、上記7.の行使条件を充たさないこととなった場合、当該新株予約権者の保有するすべての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社の取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

10. 新株予約権の譲渡禁止

譲渡による新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

12. 新株予約権行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる）とし、増加する資本準備金の額は、当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

13. 新株予約権の割当先

当社取締役10名

14. 支配株主との取引等に関する事項

本件株式報酬型ストックオプションは、その一部につきまして、当社親会社であるイオン株式会社の執行役を兼任している当社代表取締役社長岡崎双一（以下、「兼任取締役」という）に割り当てられるため、支配株主との取引等に該当致します。

(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件株式報酬型ストックオプションは、予め社内定められた規則及び手続きに従って各取締役に対する割当及び割当個数を決定しております。また、新株予約権の払込金額の決定方法を始めとする発行内容及び条件につきましても、一般的な株式報酬型ストックオプションの内容及び条件であり、適正なものであります。

なお、本件株式報酬型ストックオプションの発行及び割当に関する本日開催の当社取締役会において、代表取締役社長岡崎双一並びにイオン株式会社の執行役を兼任している当社取締役会長村上教行及びイオン株式会社取締役兼代表執行役を兼任している当社取締役相談役岡田元也氏は、利益相反を回避するために、当社取締役会決議に参加せず、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本件株式報酬型ストックオプションの兼任取締役に対する発行及び割当については、本日開催の取締役会決議に先立ち、支配株主とは利害関係の無い独立役員である当社社外監査役町田祥弘氏より**2014年3月31日**付で、平真美氏より**2014年4月1日**付で、その割当及び割当個数が予め定められた規則及び手続きに従って決定されていること、新株予約権の払込金額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても一般的な株式報酬型ストックオプションの内容及び条件から逸脱するものではないことから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を表明いただいております。

また、本日開催の取締役会決議に先立ち、支配株主であるイオン株式会社との間で特別の利害関係を有しない独立した外部の有識者である門田正行氏（弁護士）から、本日付で、主として以下の理由より、本件については少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見を得ております。

- ① 本件株式報酬型ストックオプションの割当の目的は正当であり、また、当該目的との関係で合理性・相当性を有するものといえること。
- ② その割当及び割当個数は、株主総会で承認された株式報酬型ストックオプションの枠内で、当社取締役の役位及び業績に応じて予め定められた社内規程、基準及び手続きに従って決定されるものであり、支配株主及びその役員の兼任による影響を受けるものではないこと。
- ③ 新株予約権の払込金額は、当社の株式報酬型ストックオプション制度に基づくこれまでの新株予約権の発行と同様、株式報酬型ストックオプションにおいて一般的に用いられる算定方法により、予め定められた方法により決定される条件を当てはめた上で算定される予定であり、また、新株予約権の内容及び条件も株式報酬型ストックオプションとして一般的な条件であるといえること。
- ④ 当社において予定する当社取締役会における審議及び決議の方法、独立役員に対する意見の確認は、支配株主等との取引において少数株主の利益保護の観点から一般的に妥当とされるものであり、その決定手続について特段の問題はないといえること。

(3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社は、2013年5月29日付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、イオン株式会社及びグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めており、グループ各社との連携を図りながら、シナジー効果の最大化をはかることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。兼任取締役に対する本件株式報酬型ストックオプションの割当は、当社の業績と株価に対し、一定の責任をもつことにより株主の皆さまとの利害の共有化を図ることを目的とし、これにより、当社の業績及び企業価値の向上が期待され少数株主を含めた株主の皆さまへの利益の拡大につながるものと考えており、上記の指針に沿うものと判断しております。

以 上